福岡女学院大学・短期大学部COVID-19感染防止対策基本方針

（2022年6月21日）

学長　伊藤　文一

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 福岡女学院行動指針(BCP)」の見直しにより、大学・短期大学部COVID-19感染防止対策に関する基本方針を以下のように定めた。その上、感染発症（疑い含む）の場合の対応については別途マニュアルを定めている。基本方針は、基礎的な感染防止対策を取りながら、通常の活動を可能なかぎり制限せず行うよう求める文部科学省や福岡県の指針に従うものである。

なお、この基本方針及び感染関連マニュアルは、国または自治体によってCOVID-19感染防止対策を求められる間に継続するもので、今後、国・福岡県において方針の改訂等がなされた場合、変更の可能性がある。

	方針	感染防止対策
授業（講義・演習・実習）	十分な感染対策を行った上で、正規の時間割上の授業、演習・実習関連の時間割外の指導、学生個別指導等を対面で行う。	・常時換気を行う ・常時マスクを着用する ・教室における座席は密を避け、一定の間隔を確保する ・授業ごと、学生の座席を確認できるようにする ・平熱を超える発熱を伴う体調不良・濃厚接触・陽性の場合、登校禁止とする（平熱とは、平常時の1週間の体温の平均値を指す） ・上記登校禁止対象者は保健室への報告を徹底させ、出席扱いとする（学生部・各学部学科における指導） ・学院閉鎖の場合、オンライン授業を行う ・基礎疾患者等、特別対応申請者に対してオンライン授業を行う
課外活動	十分な感染対策を行った上で、通常の活動を行う	・本学課外活動マニュアル（学生部が別途作成）及び関連団体・連盟等の感染防止ガイドラインを遵守の上、活動すること ・日々の活動記録（日時、場所、活動者、体調等）を作成すること ・活動前の検温、活動前後の手指洗い、使用用具や手が届く個所の消毒を徹底すること ・学外者が学内施設を使用する場合は、少なくとも実施1週間前までに「学外来校者届」を提出すること ・学外者は、本学学生部員と同様に団体で策定した感染防止対策を遵守すること／所属大学等において他大学における活動が禁止されていない者であること／活動日の参加者名簿を作成し、参加者全員への連絡体制を確立していること
準正課活動	十分な感染対策を行った上で、通常の活動を行う	・正課活動を準用する（ただし、海外渡航は別途扱う） ・各センターの活動の一環として行う学生支援、あるいは学生の自主的活動は、センター長が判断し、COVID-19感染防止対策会議に事後報告する（ただし、海外渡航は別途扱う） ＊準正課活動の例：正課活動以外の教育活動／地域での社会奉仕活動を通して学ぶサービス・ラーニング／大学が機会を提供する海外研修、インターンシップ、ボランティア活動など
会議	・十分な感染対策を行った上で、対面会議を行う ・所属長の判断により、必要に応じてオンラインで行うことができる	・常時換気を行う ・常時マスクを着用する ・座席は密を避け、一定の間隔を確保する
学内各種イベント	十分な感染対策を行った上で、対面で実施することができる	・本学の感染防止対策マニュアルに準拠した対策を講じること ・本学の感染状況により、実施直前の中止決定の可能性も想定した上で計画すること
研究活動（学内）	十分な感染対策を行った上で、通常の研究活動を行う	・常時換気を行う ・常時マスクを着用する ・研究者及びスタッフが3密の環境にいないことを確認する等、感染防止対策を講じた上で研究活動を行う

（国内研究活動）	国の「緊急事態宣言」の対象区域になる地域、または福岡県が国の「緊急事態宣言」の対象区域になった場合を除き、通常の研究活動を行う	・所定の出張手続きをもって、早めに、必ず事前の申請を行う ・日ごろから毎日の検温など、体調管理に十分留意する ・出張後、大学からPCR検査等を求める場合がある（その際には、有料の場合、大学に支払いを申請できる）
研究活動（国外）	① 渡航先の感染症危険レベルが「レベル４」の場合、渡航不可とする。 ② 渡航先の感染症危険レベルが「レベル３」の場合、原則渡航不可とする。 ただし、特別な事情がある場合は、所属長の申請により、学長が渡航の可否を判断する。 ③ 渡航先の感染症危険レベルが「レベル２」以下の場合、所属長が渡航の可否を判断し許可することができる。この場合は、学長に報告する。 （２）大学用務・留学等以外の海外渡航（私事渡航） 渡航先の感染症危険レベルによらず、 学長が渡航の可否を判断し許可することができる。	・原則として3週間前に「発議書」を提出する（渡航先、渡航日程のほか、どうしても大学用務として当該地域へ渡航しなければならない理由や渡航時期を変更できない理由等に併せて、ワクチン接種の有無） ・海外渡航の可否の判断にあたっては、感染症危険レベルのみならず、その国・地域の治安情勢等に基づく危険情報のレベル及びその内容についても併せて確認することとする。 【海外渡航者の注意事項】 ① 海外への渡航にあたっては、感染症危険レベルにかかわらず、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国後の行動制限を行っている国・地域があるので、下記の外務省ホームページを確認すること。 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html ② 既往症（持病等）がある場合は、必ず事前に渡航の可否や渡航中の注意事項について主治医に相談し、主治医の診断および判断に従うこと。
学生の海外渡航	以下の場合、学生の海外渡航を許可する。 １．渡航することについて学生等から強い要望があり、本人及び保証人に、レベル２（不要不急の渡航取り止め）やレベル３（渡航中止勧告）の国・地域への渡航であることをあらかじめ周知し、渡航によって生じるリスクを十分に理解させた上で、渡航することについて本人及び保証人の同意が得られていること。 ２．特例措置の対象となる渡航目的は、以下のいずれかに該当する場合とする。 ①大学間・部局間学生交流協定等を締結し、それに基づき、諸外国等の機関等へ派遣される 留学であること。 ②学位取得に関わる等、修学上必要であること。	【渡航条件】 １．派遣先の大学等において日本からの学生受入れを許可しており、渡航先の入国条件・派遣先の受入条件（自主隔離場所の確保等）をクリアし、査証が取得できる予定であること。 【渡航先での危機管理対策】 ２．渡航先の国・地域及び派遣先の大学等における次の項目を把握しており、学生の安全確保のために万全を期していること。 ・渡航先の国・地域における感染状況及び感染防止措置 ・渡航先の地域における医療体制 ・渡航先の国・地域において必要な生活物資が確保できること ・派遣先の大学等の受け入れ態勢、サポート体制 ・感染（疑い含む。）した場合や濃厚接触者に指定された場合に学生が取るべき行動 ・緊急時の本学及び保証人等への連絡体制 ・保険加入の徹底（危機管理サービス、海外留学保険の補償範囲） 【帰国に関する留意事項】 ・渡航先から日本への帰国時に、コロナ感染した際の隔離場所や帰国便の確保、日本の水際対策に対応できる予定であること。 ・渡航後において外務省の感染症危険レベル又は危険情報レベルの変更等に伴い、帰国勧告が発出された場合には本学の指示に従うことについて本人が同意していること。
その他	【宿泊を伴う活動】 十分な感染対策を行った上で、活動を行う	・参加者に対して、事前・事後の健康チェックを行う ・部屋の利用は、なるべく少人数にとどめるとともに、マスクの着用や換気を行うことで感染防止を徹底すること ・黙食すること ・移動の際の感染リスクを防ぐために、例えば現地集合・現地解散をするなど、必要性を各自で判断し、対策を徹底すること ・万が一、感染または感染の恐れが生じた場合には、直ちに所属長に連絡すること

＊福岡県が国の「緊急事態宣言」の対象区域となる、または「福岡女学院危機管理対策委員会」が学院を閉鎖せざるを得ないと判断する状況を除く